

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

参加者証

健康保険証のオンライン資格確認のお願い

難病・小児慢性特定疾病の医療受給者証から、保険者番号および適用区分の記載が順次変更されることになりましたが、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業につきましては、引き続き参加者証に、保険者番号・記号・番号および適用区分が記載されます。

ただし、参加者証に適用区分が記載されていても最新の情報とは限りませんので、以下のとおり適用区分を確認するようお願いいたします(適用区分の確認をしないとレセプトが返戻される可能性があります)。

◎患者さんがマイナ保険証を利用できる場合

患者さんがマイナンバーカードをカードリーダーに置くことで、オンライン資格確認等システムから資格情報の取得・取り込みができ、限度額適用区分情報を含めて確認できます。

◎患者さんが資格確認書を持参された場合

患者さんが提示した資格確認書を確認し、資格確認端末等でオンライン資格確認等システムに、保険者番号を入力することにより、資格情報の取得・取り込みができます。

この場合、限度額適用区分情報の提供については、毎回窓口職員等が口頭等で患者さんから同意を取得する必要があります。

◎患者さんが限度額適用認定証等を持参された場合

限度額適用認定証等に記載された適用区分を確認します。

参加者証の適用区分と上記で確認した適用区分が異なっている場合

参加者証に記載されている適用区分と、上記で確認した適用区分が異なっている場合には、上記で確認した適用区分にてレセプト請求を行ってください。

また、患者様には、参加者証の適用区分変更手続きを、お早めに(※)お住まいの区市町村の担当窓口にて行っていただくようお願いいたします。

※以下の場合には、受診された当月中に参加者証の適用区分変更手続きを行っていただくよう、患者様へお伝えくださいますようお願いいたします。

参加者証に記載されている 適用区分	上記で確認した 適用区分
エ または Ⅲ	オ 、 I または Ⅱ

適用区分が確認できない場合

オンライン資格確認未導入の医療機関、資格確認書を提示した患者が限度額適用区分情報の提供に不同意の場合や、患者からの限度額適用認定証等の提示がない場合等、適用区分が確認できない場合は、参加者証に記載された適用区分にてレセプト請求を行ってください。